

港区幼稚園、小・中学校ネイティブティーチャー派遣 事業候補者選考【一次審査集計結果】

項番・項目	評価の視点	配点	A事業者							B事業者							C事業者													
			委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	事務局	合計	委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	事務局	合計	委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V	事務局	合計							
I 業務実績の評価 ※事務局採点																														
1 業務実績について【様式4】【様式5】																														
(1)	専門技術力(実績)	本業務の実施に有用な実績を十分に有しているか。	10	事務局採点欄							30	30	事務局採点欄							10	10	事務局採点欄							20	20
一次審査 小計①		10								30	30								10	10								20	20	

II 配置計画等の評価																								
1 ネイティブティーチャーの配置計画及びスケジュールについて【様式6】																								
(1)	配置計画、スケジュール	ネイティブティーチャーの配置計画及び進行管理が適切か。	20	16	20	16	12	12		76	8	8	12	8	8		44	16	20	20	20	12		88
一次審査 小計②		20	16	20	16	12	12		76	8	8	12	8	8		44	16	20	20	20	12		88	

III 企画提案の評価																								
1 ネイティブティーチャー派遣の考え方について【様式7】企画提案書項番1																								
(1)	基本理念	港区の国際理解教育を踏まえた、ネイティブティーチャーを派遣することについての方針が明確かつ適切か。	20	16	20	20	12	12		80	8	8	12	8	8		44	20	16	20	16	16		88
2 ネイティブティーチャー派遣の採用・研修について【様式7】企画提案書項番2																								
(1)	採用・雇用形態	実施のための適切な人員を採用できる体制が整えられているか。	20	16	16	20	16	16		84	4	8	12	12	8		44	20	16	20	16	12		84
(2)	研修体制・内容	研修の体制と内容が、質の高い英語による活動をする上で効果の期待できるものとなっているか。	10	8	8	8	8	6		38	2	4	6	4	4		20	10	10	10	8	6		44
3 ネイティブティーチャー派遣の実施体制について【様式7】企画提案書項番3																								
(1)	教育委員会事務局、幼稚園、小・中学校との連携体制	教育委員会事務局、幼稚園、小・中学校との円滑な連携が可能な体制が確保されているか。	20	16	16	20	16	12		80	4	12	12	8	4		40	20	16	20	20	16		92
(2)	幼稚園幼児への指導方法・内容	幼児に対して効果的な指導方法・内容となっているか。	20	16	20	16	12	12		76	4	8	12	8	4		36	20	20	20	16	16		92
(3)	小学校児童への指導方法・内容	児童に対して効果的な指導方法・内容となっているか。	20	16	16	16	12	12		72	4	8	12	8	4		36	16	16	20	16	16		84
(4)	中学校生徒への指導方法・内容	生徒に対して効果的な指導方法・内容となっているか。	20	16	12	16	12	12		68	4	8	12	8	4		36	12	12	20	16	16		76
(5)	勤務評価及び評価後の指導体制	ネイティブティーチャーの勤務に対する適切な評価とそれに基づく指導体制が確保されているか。	10	8	6	10	6	6		36	2	4	6	4	2		18	8	8	10	10	8		44
4 緊急時対応について【様式7】企画提案書項番4																								
(1)	幼児・児童・生徒、教員、保護者との間にトラブルが生じた場合	幼児・児童・生徒、教員、保護者とそれぞれトラブルが発生した場合、適切な対応が可能な体制が確保されているか。	20	12	16	16	16	12		72	4	12	12	12	8		48	16	16	20	16	12		80
一次審査 小計③		160	124	130	142	110	100		606	36	72	96	72	46		322	142	130	160	134	118		684	

IV 見積額の評価 ※事務局採点																														
1 見積額について【様式8】																														
(1)	見積額	参考事業規模に対する見積額により採点	20	事務局採点欄							20	20	事務局採点欄							100	100	事務局採点欄							20	20
一次審査 小計④		20								20	20								100	100								20	20	

合計 (①+②+③+④)		210								732								476								812
--------------	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	-----

A事業者 合計 (①+②+③+④)	732	満点 1,050 60%
B事業者 合計 (①+②+③+④)	476	満点 1,050 60%
C事業者 合計 (①+②+③+④)	812	満点 1,050 60%

加点項目	配点	A事業者	B事業者	D事業者				
ア 区内事業者優遇	区内事業者の場合に、1点を加点	1点	該当しない	0	該当しない	0	該当しない	0
イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、1点を加点	1点	該当しない	0	該当しない	0	該当しない	0
ウ 障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、1点を加点	1点	該当しない	0	該当しない	0	該当しない	0
エ 環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はM/NATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、1点を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	1点	該当しない	0	該当しない	0	該当しない	0
オ 災害協定活動に対する評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、1点を加点	1点	該当しない	0	該当しない	0	該当しない	0
加点項目合計	5点	小計	0	小計	0	小計	0	

一次審査合計(加点項目含む)	A事業者	732	B事業者	476	C事業者	812
----------------	------	-----	------	-----	------	-----